

新市建設計画の変更概要

① 新市建設計画の計画期間

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第36号）が平成24年6月27日公布（同日施行）され、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第11条の2第1項の規定による地方債を起すことができる期間の特例が定められた。

● 地方債の特例に関する事項

地方債を起すことができる期間・・・合併の属する年度以降「10カ年」→「15カ年」

※（合併市町村が特定被災地地方公共団体である場合又は特定被災区域をその区域とする市町村である場合にあっては20カ年）

② 合併特例債の活用

1. 合併特例債発行可能額

上限額：◎標準全体事業費 $11,411,265 \times 0.95 = 10,840,700$ 千円（約108億円）

H24年度末での発行済（予定）額 = $9,522,000$ 千円（執行率87.8%）（約95億円）

起債上限額－発行額 = $1,318,700$ 千円（残り発行可能枠）（約13億円）

2. 合併特例債の活用条件

残り発行可能枠の合併特例債を平成25年度から平成29年度までの間に活用するためには、新市建設計画の計画期間が途切れることがないよう計画を変更する必要がある。

※合併特例債とは…（新市建設計画に基づく市町村合併特例事業を実施するために起こす起債）

③ 新市建設計画の変更内容について

計画期間の変更（P4）：平成24年までの10カ年 → 平成29年までの15カ年

人口の見通し等（P12～P14）：平成24年まで → 平成29年まで（図の変更等）

主要な県事業等（P46）：県事業における施策項目及び主要事業名称変更

財政計画の変更（P52・P53～P55）：平成24年→平成29年まで（5年分追加）

④ 変更手続きについて

新市建設計画の変更は、法律によりあらかじめ県知事の協議を経て市議会の議決が必要
<変更スケジュール>

県との変更に関する打ち合わせ

↓

県との事前協議（11月13日）

↓

知事との本協議（11月15日）

↓

市議会での議決（12月定例会）

↓

大臣及び県知事への計画送付